

流山市健全財政維持条例素案に係るパブリックコメント手続 実施要領

1. 件名

流山市健全財政維持条例素案に係るパブリックコメント手続

2. 目的

本要領は、流山市健全財政維持条例を制定するに当たり、流山市市民参加条例第6条第1項第2号の規定によるパブリックコメント手続として、広く素案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討して、条例制定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するものです。

3. 趣旨

本条例は、流山市自治基本条例第23条の規定に則り、財政運営の健全化、公開性及び効率性を推進する持続可能な制度の構築を図るため、財政運営上の基本理念や基本原則を明確にすることにより、将来にわたる健全で規律ある市の財政運営を行うための指針を規定するものです。

4. 公表案

別紙のとおり

5. 意見を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

6. 意見の募集期間

平成29年9月15日(金)から平成29年10月20日(金)
まで必着

7. 閲覧及び公表

(1) 閲覧場所

財政調整課（市役所第1庁舎2階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）、各出張所、各公民館、各図書館、生涯学習センター（流山エルズ）

(2) 公表場所

市ホームページ

8. 意見の提出方法

別紙様式（任意様式可）に、連絡先等を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メールによる提出又は直接書面を持参してください。

9. その他

(1) 意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別回答はしません。

(2) 電話又は口頭による意見は、意見として扱いません。

10. 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所財政部財政調整課

電話 04(7150)6071

FAX 04(7159)0133

電子メール zaisei@city.nagareyama.chiba.jp